〇〇自治会防犯カメラの管理及び運用規程

（目的）

第１条　この規程は，〇〇自治会が犯罪の予防を目的として防犯カメラを管理及び運用することに関し，必要な事項を定めることにより個人のプライバシー保護に配意し，適切な管理及び運用を行うことを目的とする。

（定義）

第２条　この規程において，次の各号に掲げる用語の意義は，それぞれ当該各号に定めるものとする。

1. 防犯カメラ　特定の場所に継続的に設置される撮影装置であって，撮影し

た画像を表示し，又は記録する機能を有するものをいう。

⑵ 画像　防犯カメラにより記録された画像であって，当該画像から特定の個人を識別することができるものをいう。

⑶ 自治会員等　自治会区域内に居住し，通勤し，若しくは通学し，又は滞在し，若しくは通過する者をいう。

（防犯カメラ管理責任者）

第３条　防犯カメラの適正な管理及び運用並びに画像の取り扱いを行うために，防犯カメラ管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置くものとする。

２　管理責任者は，〇〇自治会長とする。

３　管理責任者を補佐するために，防犯カメラ管理取扱者（以下「管理取扱者」という。）を置くものとする。

４　管理取扱者は，〇〇自治会防犯担当役員をもって充てる。

５　管理責任者及び管理取扱者以外の者による防犯カメラに係る操作は禁止するものとする。

（防犯カメラの設置に係る措置）

第４条　管理責任者は，防犯カメラを設置するにあたり，次の各号を遵守するものとする。

1. 自治会員及び自治会の区域を管轄する警察署の意見を聴いたうえで，自治

会区域内で犯罪が発生している箇所又は犯罪の予防となる箇所に防犯カメラを設置する。

1. 自治会員等のプライバシー保護を図るために，防犯カメラの撮影対象範囲

は必要最小限となるように調整する。

1. 防犯カメラを設置する箇所又はその付近に防犯カメラを設置している旨

並びに設置者の名称を表示する。

（画像等の安全管理）

第５条　管理責任者は，防犯カメラによって撮影された画像の安全管理のために，次の各号を遵守するものとする。

1. 画像及び記録媒体の取扱者を定めるとともに，画像及び記録媒体にアクセ

スできるものを限定すること。

1. 画像の保管期間（重ね撮りする場合は，上書きするまでの期間）は〇週間

以内とすること。また，当該期間経過後は速やかに画像の消去を行うこと。

1. 記録媒体の廃棄は，破砕処分等画像を識別することができない方法により

行うこと。

1. 画像は加工せずに，撮影時の状態のままで保管すること。
2. 画像の閲覧は，管理責任者又は管理取扱者が行い，かつ管理責任者が指定

した場所で行うこと。

1. 記録媒体の外部への持ち出しを禁止すること。ただし，保守点検等の理由により管理責任者が許可した場合は，この限りではない。
2. その他，画像及び記録媒体の不正利用，外部漏えい，改ざん及び遺失等を防止するために必要な措置を講ずること。

（画像の利用及び外部提供）

第６条　画像及び記録媒体の内容を，第三者に閲覧又は提供してはならない。ただし，次の事項に掲げる場合は管理責任者の許可を得たうえで行うことができるものとする。

1. 法令等の定めがあるとき。
2. 本人の同意があるとき。
3. 人の生命，身体又は財産を保護するため，緊急かつやむを得ないと認めら

れるとき。

２　管理責任者は画像又は記録媒体を第三者に提供等をしたときは，次の各号に掲げる事項を記録保存しておかなければならない。

⑴ 利用等の日時

⑵ 利用等の目的

⑶ 利用し又は提供される者

（守秘義務等）

第７条　管理責任者及び管理取扱者は，画像から知り得た情報を他に漏らしてはならない。その地位を退いた後も同様とする。

（苦情処理）

第８条　管理責任者は，防犯カメラの設置又は運用等に関する苦情等を受けたときは，速やかに対応し，適切な処置を講じなければならない。

（保守管理）

第９条　管理責任者は防犯カメラの機能維持のため，定期的な保守点検を行うものとする。

（その他）

第１０条　この規程に定めるもののほか必要な事項は，〇〇自治会役員会で協議して対処する。

附則

この規程は令和　　年　　月　　日から施行する。